バナナ通信

8月号

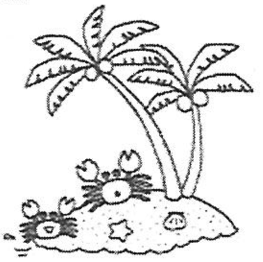

発行日：平成２０年８月１日
発　行：沖縄県NPOプラザ
（県庁４階県民生活課内）
電　話:098-866-2187
ＦＡＸ:098-866-2789
E-mail :aa024007@pref.okinawa.lg.jp
（県民生活課代表）

HPとデータベースで活動力UP！！

沖縄県ＮＰＯプラザのＨＰ：http://business4.plala.or.jp/oki-npo/

♪掲載内容は…

助成金情報、事業報告書の提出のポイント、バナナ通信のバックナンバー、県からのお知らせ等…。

♪こんな活用方法もできます。

県民生活課ＨＰへジャンプ＆各種届出書をダウンロード！（クリック順は以下の通り）
プラザのＨＰ→県民生活課ＨＰ→NPO 法について→沖縄県ＮＰＯ法施行条例施行規則→
→役員変更届出書などのダウンロード

沖縄県ＮＰＯ法人データーベース：http://www.npo-okinawa.jp/

♪掲載内容は…

県内ＮＰＯ法人の検索、助成金や県内ＮＰＯ法人からのお知らせ情報、事業報告書照会。

♪こんな活用方法もできます。

直接ＮＰＯ法人側から活動情報やお知らせを更新することができます！
利用をご希望される法人は担当：池田までお知らせください。（ＩＤとパスワードを交付します）

県内のNPO法人数……337

法人設立認証中の団体…7

（7月１５日現在）

〜今月号のｃｏｎｔｅｎｔｓ〜

◎琉球烈団
ワン‘sパートナーの会、カタンニュークラブ
◎県からのお知らせ
◎助成金情報
◎ プラザの本ご紹介
◎ 編集後記

琉球烈団

県内で活動する猛烈に情熱的・個性的なNPO法人をご紹介するページです。

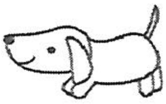

犬も、笑う！ワンだふる（wonderful） な地域へ『ワン‘sパートナーの会』

（主な活動：犬や猫の里親募集、動物の虐待防止、生存権擁護及び正しい飼い方の啓発など）

Q：今年5月に、事故にあったイヌをひきとられたそうですね。どんな様子だったのでしょうか。

A：女性３名が偶然バイクにひかれた犬を目撃し、『車がないから病院につれていけない』という飼い主のかわりに病院へつれていくと、骨盤骨折で手術が必要でした。すぐ飼い主に電話をすると突然「自分の犬じゃない！」と言い出して連絡がとれなくなってしまったのです。
犬を搬送した女性達は、イヌを飼える環境になかったため、「安楽死しかない」と獣医が伝える中、どうしても助けてほしいという熱意に打たれた獣医から当会へ連絡がきました。

Q：手術代などが高くて払えないため、飼い主が養育を放棄したということでしょうか。

A：そうかもしれません。しかし、飼い主がしっかりとリードでつないで飼っていれば、そもそも事故を防げます。飼う側の根本的な意識が問題としてあると思います。
この様な飼い主の医療ネグレクトや、散歩もさせない、水もたまにしか換えない等のネグレクトも、多くあると思えてなりません。（注釈：ネグレクト→養育放棄）

＜↓サチちゃんと救助した女性３名＞

Q：貴会が引き取るということで、手術が行われたのですね？

A：はい。今回の病院は当会の趣旨に賛同して、手術費の割引をして頂いているなど日頃から連携している病院でした。イヌは現在、サチという名で、後遺症もなく元気になり、里親を捜しています。
手術費用は、結局、飼い主のかわりに搬送をした女性３名が負担してくれました。

＜↑こんなかわいいワンちゃん達がガス室で殺されるなんて！保護されて良かったですね＞

Q：代表の比嘉さんは以前、別のNPO法人でやはり動物保護の活動をされていたそうですね。

A：いくら保護しても、飼い主の意識が変わらないと追いつかない…
もっと啓発活動等に力をいれてみたい等の想いから独立しました。
毎年、県の動物愛護管理センターで多くの犬が殺処分されています。
（平成１７年度・沖縄県の人口十万人当たりの犬の殺処分数は、全国比６．２倍と全国一多かった。参考記事：H20.7.9 琉球新報朝刊）

Q：例えば今後どのような啓発活動の展開をお考えですか。

A：学校などへ出向き、子ども達への啓発活動をしていく予定です。子どもの心は大人と違って柔軟ですし、子どもが未来を作りますから。
『いのちの教育』ができればと思っています。

未来にむけて、命をつなぐとりくみ、すてきですね！ありがとうございました。

ワン‘sパートナーの会
事務所：那覇市首里崎山町 4-52-9
URL: http://www4.atpages.jp/onesdog/
TEL: 090-8293-7388

←QRコードでワン‘sパートナーの会HPへアクセスできます！！

～　こころ豊かな地元作り　～　みんなが笑顔でいるために！～

今回は『ワン‘sパートナーの会』と『カタンニュークラブ』をQ＆A形式でご紹介します！

ざわわで、笑う。地元への感謝をもって活動する…『カタンニュークラブ』

主な活動：地元農産物及び社会就労センターの製品直売、貸農園、イベント開催など。

Q：最近の主な活動を教えてください。

A：地元農産物や社会就労センターの製品直売のスペースを備えた「幸福駅」の運営が中心です。施設裏には貸し農園があり、団塊の世代の方が農園を利用して収穫した作物も幸福駅で販売もできます。隣はパーラーも設けました。アロエそばは好評ですよ。

Q：今日はパーラーのアロエそばも海ぶどうも売り切れということで、売れ行き好調で何よりですね。ところで、今回購入された福祉車両について少しお話頂けますか。

A：日本郵便株式会社の年賀寄附金配分事業に申請をしたところ、認可され、車両を購入することができました。幸福駅で取扱いしている製品を、この福祉車両を使って他のチャリティー会場等へ運び、更に販路を広げるつもりです。（一言メモ：年賀寄附金配分事業については次のアドレスで詳細をご覧になれます。アドレス　http://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/　）

＜↑6月24日に行われた福祉車両の出発式の様子………↑八重瀬町長からのご挨拶もありました＞

Q：以前、独立行政法人福祉医療機構の助成金で、郷土の偉人の絵本も作成されていますし、助成金情報をしっかりと入手し、ご活用されていますね。絵本はどのような趣旨で作成されたのでしょうか。

A：昔と比べて、農村でも競争や格差が生じた中で青少年健全育成は、郷土愛の涵養が一層大切なこと。そんな想いから作成しました。印刷・製本は県内の社会事業授産施設にお願いしました。

Q：今後の活動予定を教えてください。

A：できれば障がいのある方々の活動の幅と社会参加が広がるように福祉タクシーを運営してみたいと思っています。

カタンニュークラブ
事務所：島尻郡八重瀬町字新城
１７１３番地
ＴＥＬ：098-998-9445

多くの人々の笑顔が増える新たな活動を今後も楽しみにしています。ありがとうございました。

～News～　県からのお知らせです！

事業報告提出について

特定非営利活動促進法では毎年事業年度初めの３月以内に事業報告書の提出が必要です。現在、沖縄県から認証を受けているＮＰＯのほとんどが、４月１日から３月３１日までの会計年度になっています。その場合は６月中に事業報告書の提出が必要となります。未提出の法人は、認証取消の対象となりますので、まだ提出をしていないＮＰＯ法人は至急提出してください。

詳しくは「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」（申請時に配布した青い手引き書）の３４ページを参照するか、沖縄県県民生活課市民活動推進班・担当：金城（電話 098-866-2187）までお問い合わせ下さい。

法人が登記しなければいけない事項について

ＮＰＯ法第７条第１項に「特定非営利活動法人は政令で定めるところにより、登記しなければならないと定められており、法人の皆さまにおいては、総会終了後に登記事項に変更があれば、法務局で手続きを行っていることと思います。再度確認するという意味で、登記事項についてまとめてみました。

◎以下の登記事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては２週間以内に、従たる事務所の所在地においては３週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

①　定款の変更（目的、業務、名称等）
②　事務所（所在地を変更したとき）
③　代表権を有するものの氏名、住所及び資格（役員の就任・再任・住所変更）
　→再任は要注意。役員全員が再任の場合の登記もれが多いです。登記をしなければ、誰も役員のいない状態になってしまいます。
④　存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期または事由。
⑤　資産の総額（毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、２ヶ月以内に提出）
　→通常、資産の総額は毎事業年度変わるので、毎年度、変更登記が必要です。

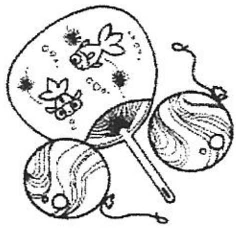

（①～④までは県への申請・届け出も必要です。事前に県民生活課 TEL098-866-2187 までご連絡下さい。）

登記に関するお問い合わせは、事務所所在地を管轄する下記の法務局、支局等に直接お願い致します。

・那覇地方法務局 098－854－7950　・宜野湾出張所　098－898－5454　・名護支局 0980－52－2729
・宮古島支局　　0980－72－2639　・石垣支局　0980－82－2004

→沖縄支局は平成 20 年７月 22 日から各種証明書交付事務のみの取扱いとなります。詳細は沖縄支局：098-937－3278 へ直接お問い合わせ下さい。

～役員変更に係わる所轄庁への手続き早見表～※登記手続きに関しては法務局へ直接お問い合わせ下さい。

手続き内容	役員変更等届出書 （手引きＰ45）	添付書類
役員再任	必要	なし
再任の役員の住所変更	必要	なし
新任役員就任	必要	住民票 就任承諾書及び宣誓書のコピー（手引きＰ21）

助成金情報

<かめのり財団かめのり賞>

募集期限：９月３０日必着
対象：交換留学、文化スポーツの青少年交流、語学教育などの活動をしているＮＰＯ，任意団体、個人
金額：５０万円
<問い合わせ・申込先>
事務局・かめのり賞係
〒102-0083 東京都千代田区麹町
５丁目５番地共立麹町ビル１０３
電　話：０３－３２３４－１６９４
ＦＡＸ：０３－３２３４－１６０３

<ラッシュチャリティバンク助成>

募集期限：９月２８日
対象：自然環境、地球温暖化、生物多様性などの分野で活動するグループ
金額：１団体１０万～１００万
<お問い合わせ・申込先>
（株）ラッシュジャパン　チャリティポット係
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前６－２３－１７
電　話：０３－５４６８－８３８４

<第１５回ボランティア活動助成>

募集期限：８月１日～９月１５日
対象：ボランティア活動を目的とした団体、グループ（在宅老人、障害児・児童問題等）
金額：１件あたり３０万円上限
※　市町の社会福祉協議会や共同募金会の推薦が必要です。

<問い合わせ・申込先>
財団法人　大和証券福祉財団　事務局
電　話：０３－５５５５－４６４０
ＦＡＸ：０３－５２０２－２０１４

<ボランティア活動等に関する調査研究助成>

募集期限：８月１日～９月１５日
対象：研究委員会によるボランティア活動・地域福祉に係る実践モデル事業開発に関する研究等
金額：１件の上限は１００万円

<問い合わせ・申込先>
（財）大和証券福祉財団事務局
電　話：０３－５５５５－４６４０
ＦＡＸ：０３－５２０２－２０１４

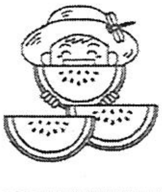

<国際ボランティア貯金・寄付金配分申請応募>

募集期限：6月３０日～９月３０日
対象：海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること等。

金額：審査の結果郵政行政審議会の答申及び総務省の認可を経て配分額が決定されます
<問い合わせ・申込先>
※詳細は下記アドレスをご覧下さい。
http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/volpost/

<那覇市ＮＰＯ支援基金>

募集期限：８月１日～８月２９日
対象：那覇市において住みよいまちづくりを推進する市民活動団体。対象事業はハード整備事業。（例：都市環境、景観向上ライトアップ等）

金額：５０万円から３００万円
<問い合わせ・申込先>
〒900-0013 那覇市牧志３丁目 2-10　３階
電　話：０９８－８６１－３８４６
URL：http://www.city.naha.okinawa.jp/npo/

こんな本あります

プラザで閲覧できる本をご紹介します

6月中は事業年度末が3月である団体からの事業報告書の提出ラッシュとなりましたが、多数の報告書が届く中で、会計に関するご質問が多かった為、前回に引き続きNPO会計に関する書籍を2冊ご紹介します。

両書籍とも、会計に加え、NPO法人の運営という観点から、法務、労務、税務等、運営実務全般が網羅されている内容となっています。

① **はじめようNPO法人のキホンQ&A**
著者：熊谷則一など（中央経済社）

「NPOって何？」「設立準備の流れ」という初歩的なところからはじまっていますが、**設立運営法務・人事労務・NPO法人会計・NPO法人の税務**、と実務運営に関する章も立てられ、平易な言葉で解説がされています。また、Q&A形式で、多くの人が運営初期に抱くかと思われるような疑問（例：NPO法人の会計ソフトはどのようなものを選べば良いでしょうか）に対して、答えと解説が書かれているので、NPO運営が全く初めてという方でも、親しみやすい本かと思います。

② **自分たちで運営しようNPO法人　著者：堀田力　（学籍書房）**

NPOに関する多数の著書を執筆し、わかりやすい内容で定評のある堀田氏のNPO運営に関する一冊です。①のご紹介本に比べ、更に進んだ詳しい内容となっています。**会計の実務・税務関係の実務・登記関係の実務・所轄庁関係の実務・労働保険関係の実務・社会保険の実務**　が章立てされています。各種の届出様式が記載例と解説とともに挿入されているページもあり、書類提出の際に非常に役立つかと思います。

上記2冊以外にもNPOに関する書籍を取りそろえております。閲覧ご希望の方は下記の時間帯にNPOプラザまでお越しください。（予約などは必要ありません）

NPOプラザ（県庁4階内）　月～金　8：30～17：30（土日・祝祭日はお休みです）

※12時～13時は昼休憩で消灯しますのでできればご遠慮下さい

編集後記

今年度2号目となる8月号が無事発行できました。今号の琉球烈団では、地元で、自分たちのできる範囲で着実に活動されている2団体をご紹介しました。取材を通し、遺棄・保護された犬が、施設出入り口近くの収容室から、日を追うごとにガス室近くの収容室へと徐々に奥へ異動され、最終日にはガス室にて窒息処分されるという悲惨な現実等のお話を伺いとても衝撃を受けました。そして、その為に東奔西走しているワン‘sパートナーの会代表の比嘉さんや、「カタンニューというのは古代インド語で『恩を知る』という意味なんですよ」と地域への感謝の気持ちから活動を始めた想いを語ってくれたカタンニュークラブ代表の上原さんからのお話を聞き、両団体はもちろんのこと、県内で様々な熱い想いで活動される各団体の、更なる飛躍・発展をあらためて強く願いました。今後も団体の皆様の応援をしていく中で、利用しやすいプラザ運営をより一層心がけていきたいと思います。（NPOプラザ担当：渡邊）

＜ご意見募集中！＞

NPOと県との情報交換や意見交換のテーマを募集しています。県民生活課・金城（電話：098－866－2187）までご連絡ください。